

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

府中市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

府中市は、芦田川の上・中流域、江の川上流域に位置し、農用地の多くは傾斜地に存在するため、平場と比べて生産条件の格差が大きく、担い手の高齢化、減少等による耕作放棄地の増加等により、農業生産活動等を通じた国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

また、農地周りの農業用排水路等施設の老朽化への対応や集落機能の維持向上の観点から、地域主体の保全管理の取り組みの強化が重要となっている。

このため、農業生産条件の格差を補正する取組、地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化や水質・土壌等の高度な保全のための取組、昨今の看過できない状況にある鳥獣被害防止の取組を行うことが必要である。

併せて、近年では、環境負荷の軽減に配慮した農業生産活動が広がっており、環境保全効果の高い生産方式の推進を図る取組が必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という）第 3 条第 3 項第 1 号から第 3 号に掲げる事業を推進し、農業生産条件の格差を是正する取組、多面的機能の保持、農業生産活動の継続、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及による生物多様性の保全を図るなど、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を促進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	府中市	法第3条第3項第1～3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払）の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1. 対象の農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうち、イの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

a 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域：府中市全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上の農用地であり、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 府中市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、田 1/100 から 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度から 15 度未満のすべて対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8 %以上、畑（草地含む）15%以上の農地

2. 対象者

認定農業者に準ずる者とは、府中市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和 5 年府中市公告第 8 号）の目標に記載している年間農業所得 500 万円程度の水準を実現できるものとする。

3. その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等について、協定書に記述するものとする。